



stopfamilyviolence.com

Help line 612-825-0000

Our history
Our inspiration
Our Board
Our Staff
Employment opportunities
Annual reports
Hewsletters

About Tubman Family Alliance

Tubman Family Alliance is a pioneer in family violence prevention nationwide. As one of the largest providers of family violence services and prevention programming in the United States, Tubman serves over 50,000 participants annually in Minnesota's Twin Cities metropolitan area with the aim of preventing and ending family violence.

With a budget of \$7.1 million and nearly 150 full- and part time employees, the agency operates a full range of services for men, women, and children and the community at large, residing in Washington, Hennepin, and suburban Ramsey Counties. Services include a 24-hour help line, legal advocacy, three crisis shelters, youth and family support services, transitional support services, and counseling services for victims of violence and for those who have behaved abusively.

Vision – Communities, families, and relationships free from violence

Mission – To change lives by working to end violence in relationships through prevention and support services; – To change communities through information, education, and advocacy



はじめに



配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人 権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、 経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。

こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者暴力防止法」 が制定されました。

今般、これまでの保護命令などでは対応できない事例が 多く見られたこともあり、保護命令の対象を元配偶者に拡 大するとともに、被害者の子への接近禁止命令制度の創設 や退去命令の期間を2か月に延長することなどを柱とした 改正法が成立し、平成16年12月に施行されました。

このパンフレットでは、法律の概要を始め、これまでの 法の施行状況や最近の調査結果を掲載するなど改正後の「配 偶者暴力防止法」についてわかりやすく解説いたしました。

配偶者からの暴力でお悩みの方や行政担当者の方々など 幅広くご活用いただければ幸いです。

平成16年12月

(内閣府) 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm

支援の流れ 暴力を受けた 身体的な暴力 に限る 5ページ 6ページ 4~-3 加 加害者を い害 相談したい 引き離してほしい 逃な者れいが たいところに 申立書の作成 配偶者からの暴力を受けた状況な どのほか、配偶者暴力相談支援センタ 一や警察の職員に相談した事実等が あれば、その事実等を記載。 (配偶者暴力相談支援センターや警察 に相談していない場合は、公証人役場 で認証を受けた書類を添付) 地方裁判所 保護命令発令 婦人相談所 察 者 加 命令に違反すれば、1年以下の 懲役又は100万円以下の罰金

保護

時

(民間シェルター等に委託する場合あり)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(配偶者暴力防止法) (改正法は、平成16年12月施行)

法

律

1 公布及び施行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月13日公布、10月13日施行

(配偶者暴力相談支援センター等に係る規定は平成14年4月1日施行) 平成16年6月2日改正法公布、12月2日改正法施行

(青地が主な改正点)

2 法律の概要

(1) 法律の対象

「配偶者からの暴力」

- 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。 男性、女性の別を問いません。また、離婚後(事実上離婚したと同様の事情 に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- 「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及 ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定等については、身体に 対する暴力のみを対象としています。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が、婦人相談所その他の適切な施設において、支援センターの機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、 支援センターの機能を果たすことができるようになりました。

- 支援センターの具体的な業務は、
 - ① 相談又は相談機関の紹介
 - ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の一時保護(ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっています。)
- ④ 被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する 制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他 の援助

- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体 との連携に努める。

(3) 保護命令

被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者(事実婚の者及び元配偶者を含みます。)に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

- 接近禁止命令⇒加害者に、被害者(被害者と同居している未成年の子についても可能)の身辺へのつきまといなどを6か月間禁止するもの。再度の申立ても可能。
- 退去命令⇒加害者に、2か月間、住居からの退去を命ずるもの。再度の 申立ても可能。

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に 処せられます。

(4) 基本方針、基本計画の策定等

- 被害者の自立支援を含む国及び地方公共団体の責務
- 主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定
- 配偶者からの暴力の発見者による通報等
- 警察本部長等の援助
- 福祉事務所による自立支援
- 支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関等による被害者の保護のための連携協力
- 関係機関による苦情の適切かつ迅速な処理
- 職務関係者に対する研修(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその 人権を尊重することを含みます。)
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進
- 民間団体に対する援助
- 施行後3年を目途とした見直しの検討

配偶者からの暴力

いろいろな形態があります。

配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も 含まれます。

※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。

暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。 ※保護命令は、身体的暴力のみ対象。

相 談

いろいろな機関で相談を行っています。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの 機能を果たしています。

また、市町村が支援センターを設置することもあります。

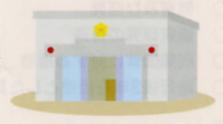
- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための 情報提供その他の援助
- ⑥ 保護命令制度の利用についての 情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の 利用についての情報提供その他の援助



全国に120箇所設置(平成16年10月現在) ※各施設の連絡先は巻末をご参照ください。

警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、 自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置 をとります。



一時保護

とりあえず加害者から逃れたい。

各都道府県に必ず1つ設置されています。

婦人相談所

では、

各種相談業務を行うとともに、配偶者 からの暴力を受けた被害者の一時保護業 務を行っています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

一時保護は、民間のシェルター等に委託される こともあります。



自立支援

自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

- 就業の促進 (職業紹介、職業訓練等) に関する情報提供
- 住宅の確保 (公営住宅等) に関する情報提供
- 援護 (生活保護、児童扶養手当の支給等) に関する情報提供等

保護命令

加害者が近寄ってこないようにしたい。

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

※ 更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害 を受けるおそれが大きいときに限ります。

保護命令は2種類あります。



接近禁止命令

加害者が被害者の身辺に つきまとったり、被害者の 住居、勤務先等の付近をは いかいすることを禁止する 命令です。

(被害者と同居する未成年の子どもも対象になります。)

期間は6か月です。



退去命令

加害者に、被害者と共に 住む住居から退去すること を命じるものです。

期間は2か月です。



※ 事実婚の者及び元配偶者も申立てできます。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

保護命令の申立て

地方裁判所に申立てをします。

申立書には、

- ○身体に対する暴力を受けた状況
- ○更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を 受けるおそれが大きいと認めるに足りる事情
- ○被害者と同居している未成年の子どもへの接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情
- ○配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実や その内容等

を記載します。

※ 詳細は配偶者暴力相談支援センター等にご相談下さい。

配偶者暴力相談支援センターや 警察に相談していない場合は?

暴力を受けた状況などを記載した 書面を作成の上、公証人役場に行き、 書面の認証を受け、その書面を申立 書に添付します。



※ 公証人:公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員です。

業務は公証人役場で行っていますが、詳しくは最寄りの法務局・地方法務

局にお問い合わせください。

手数料:公証人による認証についての手数料の額は11,000円です。

通 報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した 人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警 察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者から の暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者 暴力相談支援センター、警察官に通報できること となっています。

(ただし、本人の意思は尊重されます。)



国や地方公共団体は

- ○主務大臣*による基本方針及び都道府県による 基本計画の策定
 - ※内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣
- ○職務関係者に対し必要な研修等を行うこと(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)
- ○教育及び広報啓発に努めること
- ○調査研究の推進に努めること
- ○人材の養成及び資質の向上に努めること
- ○民間団体の援助に努めること

などとなっています。



関係機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、都道府県又は市町村の関係機関は、被害者の保護のため、相互に連携を図ります。

配偶者暴力防止法の施行状況

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設数

全国に120箇所設置(平成16年10月現在)

※ 各施設の連絡先は巻末をご参照ください。

配偶者からの暴力に関する相談件数

(1) 配偶者暴力相談支援センター

① 相談の年度別件数

平成15年度は、 年間4万件を超える相談

平成14年度 35,943件

平成15年度 43,225件

平成16年度 24,818件 (4月から9月まで)

合 計 103,986件 (1月平均3,466件)

② 性別相談件数

里 性

女 性 103,543件 (99.6%)

443((0.4%)

※ 内閣府の調査によります。

相談者は 圧倒的に女性

(2) 警察における対応件数

平成13年 3,608件(10月から12月まで)

平成14年 14,140件

平成15年 12,568件

合 計 30,316件(1月平均1,122件)

- ※1 警察庁の調査によります。
 - 2 対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、 又は被害届・告訴状を受理した件数をいいます。
 - 3 平成13年は、10月13日 (法施行日) からの対応件数です。

● 婦人相談所における一時保護された女性の人数

	要保護女子	(同伴家族)	うち夫等の暴力	を理由とする者
平成12年度	3,907人	(2,318人)	1,873人	(48.0%)
平成13年度	4,823人	(3,085人)	2,680人	(55.5%)
平成14年度	6,261人	(4,642人)	3,974人	(63.5%)
平成15年度	6.447人	(5.029人)	4.296人	(66.6%)

※1 厚生労働省の調査によります。 2 一時保護委託分を含みます。

配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況

(1) 処理件数等

(公)		既済信	牛数			22	PREST N	
1	新受	8300	認容 (1	保護命令発	令)	103,543	却下	取下げ等
年度	317	CINED S	100	接近禁止のみ	退去のみ	退去接近禁止	Mh L	以下い今
平成13年	171件	153件	123件	91件	0件	32件	4件	26件
平成14年	1,426件	1,398#	1,128件	798件	4件	326件	64件	206件
平成15年	1,825件	1,822件	1,468件	1,058件	4件	406件	81件	273件
平成16年	1,579件	1,553件	1,256件	817件	4件	435件	54件	243件
슴 밝	5,001件	4,926件	3,975件	2,764件	12件	1,199件	203件	748件

(2) 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間 (平成13年10月から平成16年9月まで)



11.5日

- ※1 最高裁判所の調査によります。
 - 2 数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数です。
 - 3 平成13年分は、10月13日(法施行日)から12月までの処理状況、平成16年分は 1月から9月までの処理状況です。
 - 4 「認容」には、一部認容の事案を含みます。 「却下」には、一部却下、一部取下げの事案を含みます。 「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含みます。

配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数

- (3)	殺 人	傷害	暴 行
平成11年	105/170件 (61.8%)	375/403件 (93.1%)	36/36件 (100.0%)
平成12年	134/197件 (68.0%)	838/888(‡ (94.4%)	124/127件 (97.6%)
平成13年	116/191件 (60.7%)	1,065/1,097件 (97.1%)	152/156件 (97.4%)
平成14年	120/197件 (60.9%)	1,197/1,250件 (95.8%)	211/219件 (96.3%)
平成15年	133/215件 (61.9%)	1,211/1,269件 (95.4%)	230/234件 (98.3%)

- ※1 警察庁の調査によります。
 - 2 分母は総検挙件数、分子は総検挙件数のうち夫を検挙 した件数(%はその率)です。
 - 3 配偶者には内縁関係にある者を含みます。
 - 4 本表は犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、 配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。

配偶者間における 傷害、暴行の被害者の ほとんどが女性



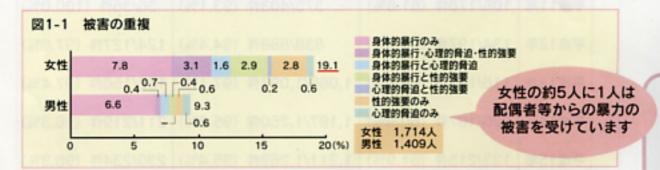
多くの女性が配偶者等から被害を受けています。

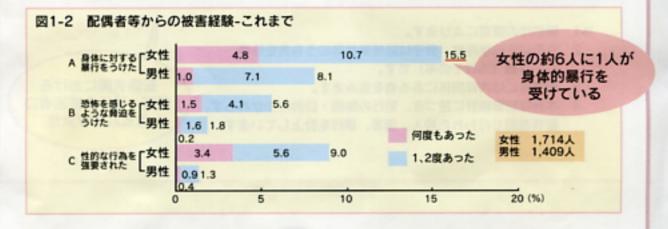
配偶者等からの被害経験

身体的暴行、心理的脅迫、性的強要のいずれか 又はいくつかをこれまでに一度でも受けた。



4.4%





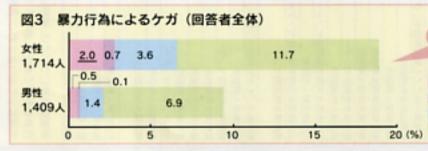




暴力によってケガをして医師の治療を受けた。



2.0%



配偶者等からの暴力により ケガをして医師の治療をうけた 女性は男性の約4倍

ケガをして医師の治療をうけた 治療が必要だったが、うけなかった 治療が必要とならない程度だった ケガはしなかった

配偶者暴力防止法を知っていますか?

平成13年4月に成立した配偶者暴力防止法の 成立を知っていた。



72.5%





「配偶者等からの暴力に関する調査」結果より (平成15年4月公表 内閣府)

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ



配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。

新設名標

■配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設

施設名称	12 14	
北海道立女性相談援助センター	011-666-9955	部部
北海道石貯支庁	011-232-4760	が開催
北等游游廳支庁	0138-47-5789	極木雅
北梯聯番山政庁	01395-2-5785	ともぎ
北海道後志支庁	0136-22-5838	21.55
北海道空知支庁	0126-25-5648	州雪
北海道上川支庁	0166-46-5081	脈
北海道劉朝教方	0164-43-0011	Ŧ
北海猫洲街城市	0162-33-3399	Ĥ
北海道網走支庁	0152-45-0500	土屋
北海湖縣里次庁	0143-22-5286	無十
北海道日萬支庁	01462-2-2921	瀬十
北海道十層支庁	0155-27-8526	護十
北海道網路支庁	0154-41-1110	新十
北海道教授政师	0153-24-5756	減十
北海道環境生活部(男女平等参画推進室)	011-221-6780	無十
青春銀女性柏製所	017-781-2000	土理
DVホットライン	0120-87-3081	減十
青森県男女共同参画センター	017-732-1022	無十
義音展展地方健康福祉こどもセンター	017-734-9951	十二萬月
異音集中側地方健康福祉こどもセンター	0172-33-3211	十葉湯
職員銀三戸地方健康福祉こどもセンター	0178-27-4435	十二萬月
異音集西北地方健康福祉こどもセンター	0173-35-2156	東京ウ
青森県上北地方健康福祉こどもセンター	0176-62-2145	報後數
商森県下北地方健康福祉こどもセンター	0175-22-2296	が発
岩手県福社総合相談センター	019-629-9608~9610	一任党
	019-652-4152	新知期
宮城県女性相談センター	022-256-0965	
秋田順女性相談所	018-835-9052	数円数
秋田県北秋田地域新興局大館福祉環境部	0186-52-3951	祖川田
秋田鄉北秋田地城街園周鶴園阿仁福站道城部	0186-62-1165	
秋田県山本地域部興局福祉環境部	0185-52-4331	版林鄉
秋田県秋田地域城田岡県福田県部	018-855-5171	井蝉
秋田県由利地城県県馬福山県城部	0184-22-5434	第二
秋田県仙北地域振興郷福祉福城部	0187-63-5355	が
秋田県平鹿城地島興局福祉環境部	0182-32-3294	長野
秋田県雄勝地域振岡陽福祉環境部	0183-73-6100	報告報
秋田県中央男女共同参画センター	018-836-7846	東田倉
山形飛線人相談所	023-642-2340	原兄家
福島県女性のための相談支援センター	024-522-1010	
福島県男女共生センター	0243-23-8320	
福島県県北保健福祉事務所	024-534-4118	
福島県県中保健福祉事務所	0248-75-7809	
福島県原南保倉福祉等核所	0248-22-5647	
福島県会津保健福祉衛務所	0242-29-5278	
施際無理公祥保護指於養務所	0241-63-0305	-

報告の存	9
製造機能が保護機能を発売	0244-26-1134
茨城県婦人相談所	029-221-4166
	028-622-8644
が開立	028-665-7714
智馬編女権 指導所(智馬無女性指数センター)	027-231-4488
埼玉県婦人相談センター	048-600-6060
下雑様女性サポートセンター	043-245-1719
千葉原女性センター	04-7140-8605
下展展別志野健康福祉センター	047-475-5966
ド製銀市三倉振踏社ロンター	047-377-1199
ド解棄 松野 御事 報本 カンター	047-361-6651
ド葉県柏健康福祉センター	04-7167-2411
子葉県野田健康福祉センクー	04-7124-6677
千葉県印旗金乗福社センケー	043-483-0711
10	0478-52-9310
15	1 1
十年年以上は長年内にノノー	y s
発展発展を指行して	080
干禁机安房健康福祉センター	0470-22-6377
千葉県和学賞原稿社センター	0438-22-3411
ド雑飯七部倉乗換当カンツー	0436-21-3511
東京ウィメンズブラザ	03-5467-2455
東京都女性相談センター	03-5261-3110
等条川県立女性相談所	045-313-0745
等を三属立かながわ女性センター	0466-27-9799
新潟県女性福祉相談所	025-381-1111
DV児童療体を設フリーダイヤル	0120-26-2928
第山県女柱船談センター	076-421-6252
石三原女社権数支援センター	076-223-8655
DVホットライン	076-221-8740
具并原生活学習館	0776-41-7111~7112
福井県総合福祉相談所	0776-24-6261
山梨県女性相談所	055-254-8635
概算原女性指数センター	026-235-5710
長野県男女共同参画センター	0266-22-8822
新春屋女性相談センター	058-274-7377
	054-286-9217
影知画女性相談センター	052-913-3300
原茶器在室	052-961-7211
領中福治院	-211
知多数在第	31-012
操体器院川昭	23-121
韓田加茂寺在第	29
SCARSON SERVICES	1
20 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	0536-23-2

	2 .
川震順女性相談所	059-231-5600
滋賀県立男女共同参画センター	0748-37-8739
滋賀県中央子ども家庭相談センター	077-564-7867
滋賀県祭祭子ども家籍船談センター	0749-24-3741
京都沿岸人植技所	075-441-7590
大阪府女性格談センター	06-6725-8511
大阪府立女性総合センター	06-6946-7890
大阪府寝屋川子ども家庭センター	072-828-0277
大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012
大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049
大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077
大阪府中央子ども家庭センター	072-298-8022
大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065
大阪府岸和田子ども家庭センター	0724-41-7794
兵庫県立女性相談センター	078-732-7700
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-22-4083
和歌山順女性相談所	073-445-0793
無根據婦人相談所	0857-27-8630
馬取廣西部雄社事務所	0859-38-2250
施砂油中钢桶片脊索 所	0858-23-3147
原根原女性相談センター	0854-84-5661
岡山県女性相談所	086-243-0022
国山蘇彫女共四参獲指導センゲー	086-235-3310
広島県立婦人相談所	082-255-8801
山口蘇黙女共同参議指収センケー	083-901-1122
部略解女性支援センター	088-652-5503
	088-623-8110
毎川県子ども女性権談センター	087-835-3211
姚陽海線人指貨所	089-941-3490
数額額女在期合センゲー	089-926-1644
高知果女性相談所	088-822-5520
植国原女性自然形	092-711-9874
佐賀県婦人相談所	0952-26-1212
佐賀県立女性センター	0952-26-0018
我時間婦人相談所	095-846-0560
熊本原女性相談センター	096-381-4454
DV専用番号	096-381-7110
大分乘婦人相談所	097-544-3900
調整面女芸術製作	0985-22-3858
鹿児島県婦人相談所	099-222-1467
分類無欠在機器所	098-854-1172

※電話番号については、施設によっては相談専用電話番号ではなく、 代表番号等の場合もあります。また、相談受付時間等も施設によっ て異なっておりますので、各施設にお問い合わせください。

シンポジウム『岐路に立つDV支援』 報告書

NPO・行政・企業のパートナーシップ

~過去 10 年を振り返り、今後への提言を行う~

平成 17 (2005) 年 10 月

発 行:財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 マニュライフプレイス4階

TEL 03(3514)4071(代表) FAX 03-3514-4072

URL http://www.awf.or.jp E-mail dignity@awf.or.jp